

## 第8章 投資形態

### 1. 代表的な進出形態

外国企業がメキシコに進出する場合、現地法人の設立、支店の設立、駐在員事務所の開設、及び、合弁等の形態が考えられる。以下、上記に示した形態の概要について示す。

#### (1) 現地法人

会社法の定める会社形態としては、次の7つが存在する。

- i 株式会社 (Sociedad Anónima: S.A.)
- ii 有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada: S.de R.L.)
- iii 合名会社 (Sociedad en Nombre Colectivo: S.N.C.)
- iv 合資会社 (Sociedad en Comandita Simple: S. en C.S.)
- v 株式合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones: S.C.A.)
- vi 協同組合 (Sociedad Cooperativa: S.C.)
- vii 簡易式株式会社 (Sociedad por Acciones Simplificada: S.A.S.)

現地法人としては、日本の株式会社や合同会社に類似していることもあり、株式会社 (S.A.) と有限責任会社 (S.de R.L.) の2形態のどちらかを選択することが一般的である。有限責任会社は、いわゆる日本の「合同会社」や米国の「LLC (Limited Liability Company)」に相当するものである。株式会社・有限責任会社のどちらの場合においても、会社定款を変更せずに資本金を増減できる可変資本制度 (Capital Variable: C.V.) (図表 8-1 参照) を活用する事例が多く、その結果として可変資本株式会社 (Sociedad Anónima de Capital Variable: S. A de C.V.) が非常に多く採用されている。なお、有限責任会社の場合は、可変資本有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada de Capital Variable: S. de R.L. de C. V.) となる。

2016年の会社法改正により、一人会社の設立が認められる簡易式株式会社が追加されたが、株主資格が自然人に限定されていること、また、年間売上高が 6,783,425.40 ペソを超過してはならないこと、という制約があるため、現地の日系企業には利用価値があまりないものとなっている。

図表 8-1 可変資本制度の活用実態

活用実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社 (S.A.) の場合、可変資本制度を活用し、可変資本株式会社 (S.A. de C.V.) を採用することが多い。</li> <li>・ S.A. de C.V. 設立にあたり、最低資本金の定めは存在しないが、定款には固定資本金を定める必要がある。(最低資本金の制度は会社法改正に伴い撤廃されたが、旧法からの名残で、株式会社設立時には 50,000 ペソを固定資本金とする例が多い)。</li> <li>・ 資本金の上限は、「無制限」とすることも可能。</li> <li>・ 増資に関しては、登記の必要はなく、経済省外国投資局への登録のみ。</li> </ul>
------	---

また、日系企業に主に利用される株式会社と有限責任会社の主な事項は以下のとおりである。

図表 8-2 株式会社と有限責任会社の主な比較

	株式会社 (S.A.)	有限責任会社 (S. de R.L.)
資本金	1ペソから可能だが、商習慣として従前の定めによる50,000ペソが存続している	1ペソから可能だが、商習慣として従前の定めによる3,000ペソが存続している
株主(出資社員)数	株主は最低2名必要で、国籍問わず個人・法人ともに可能	出資社員は2名以上50名以下で、国籍問わず個人・法人ともに可能
最高意思決定機関	株主総会	社員総会
経営意思決定機関	取締役会または唯一代表取締役(出資の有無及び国籍不問)	取締役会または唯一代表取締役(出資の有無及び国籍不問)
監査役	1名以上で設置が必要(出資の有無及び国籍は不問だが、当該会社またはその関係会社の従業員は不可であり、また、役員との姻戚関係での制限あり)	任意で設置可能 (出資の有無及び国籍不問)
その他	株式会社であっても、上場等していない限り、財務諸表の開示義務はない	米国親会社を持つ場合、米国での連結納税において、メキシコ子会社の損失を米国での課税所得圧縮に活用できる可能性がある

## (2) 支店

支店(sucursal)は、本国本社を代理して貿易、または各種サービス(コンサルティング・サービス、技術支援等)の提供等の商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。例えばメキシコで赤字が発生した支店の場合、日本と同一法人であるため、メキシコで発生した赤字により、日本の本社の課税所得を圧縮することが可能である。

メキシコの外国投資法によれば、各種許可の取得や登記の履行等のいくつかの条件を満たした場合、国外企業は支店を通じて、通常の業務を営むことが可能である。

一方、支店を利用した業務の主な欠点としては、法律上メキシコでの活動主体は国外企業である親会社自身となるため親会社が在メキシコ支店で生じた全ての行為の責任を負う、税務上メキシコでの恒久的施設(PE)としての取り扱いを受ける等が挙げられる。

## (3) 駐在員事務所

駐在員事務所(Oficina de Representación)と支店の違いは、法制上明確に定義されているわけではないが、メキシコの外国投資法では「メキシコにおいて常態で商行為を営むか否か」を分類の基準としており、支店は営業活動を行うための活動拠点であり、駐在員事務所はそうではない拠点と分類される。

したがって駐在員事務所は、情報収集・提供や商流・物流管理等のみを行い、直接的な財・サービスの売買主体にはならないために、メキシコにおける法人所得税の納税義務はない。

#### (4) 合弁等

合弁は法的に明示されていないが、戦略的ビジネス・アライアンスの一手法として捉えられ、販売店、フランチャイズ、コンソーシアムや代理店等の契約を利用して運営される。また、会社法に定められた利益分配契約を合弁相手と締結することも可能である。